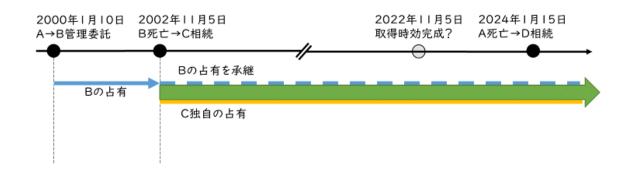
## 時系列の図



## ステップアップについて

## 1.問題の所在

ステップアップの事例における C の B に対する請求の根拠は、共有持分権に基づく妨害排除請求権だと考えられる。相続開始後、遺産分割がされるまでの間は、相続財産に属する不動産は共同相続人全員の共有に属し(898条)、当該相続人は当該不動産について共有持分を持つことになるところ(最判昭和30・5・31 民集9巻6号793頁。B・C の持分は2分の I ずつである[900条4号本文])、共同相続された不動産について共同相続人の I 人が単独所有の登記名義を有しているときは、他の共同相続人は、その者に対し、共有持分権に基づく妨害排除請求として、自己の持分についての一部抹消(更正)登記手続を求めることができる(最判昭和38・2・22 民集17巻1号235頁等)。そうすると、C の請求は認められそうである。

これに対して、B は、取得時効の成立をもって反論することが考えられ(162条 I 項)、その占有は 自主占有だといえるかが問題となる。

## 2. 共同相続人の単独占有の性質

共同相続人の一人が単独で相続財産に属する不動産を現に占有している場合については、共有者の一人が単独で共有物全部を占有している場合と同様、単独所有者としての所有の意思はないといえそうである。

もっとも、判例は、一定の事情があれば、例外的に自主占有であるとして、取得時効の成立を認めている。すなわち、「共同相続人の一人が、単独に相続したものと信じて疑わず、相続開始とともに

相続財産を現実に占有し、その管理、使用を専行してその収益を独占し、公租公課も自己の名でその負担において納付してきており、これについて他の相続人がなんら関心をもたず、もとより異議を述べた事実もなかったような場合には、前記相続人はその相続のときから自主占有を取得したものと解するのが相当である」という(最判昭和 47・9・8 民集 26 巻 7 号 1348 頁)。ただし、「数人の共同相続人の共有に属する相続財産たる不動産につきそのうちの一人による単独の自主占有が認められるためには、その一人が他に相続持分権を有する共同相続人のいることを知らないため単独で相続権を取得したと信じて当該不動産の占有を始めた場合など、その者に単独の所有権があると信ぜられるべき合理的な事由があることを要する」(最判昭和 54・4・17 判時 929 号 67 頁)。

ステップアップの事例では、C は婚外子である。B が C の存在を知っていたかは明らかではないが、仮に B が C の存在を知らず、甲を単独相続したと信じて占有を始めた場合には、B に単独の自主占有が認められうる。